エジプト・アラブ共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限をも課することも差し控える。

4(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してエジプト・アラブ共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためエジプト・アラブ共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

(1)　エジプト・アラブ共和国政府は、ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してエジプト・アラブ共和国において課される全ての財政課徴金及び租税を免除する。

(2)　エジプト・アラブ共和国政府は、エジプト・アラブ共和国において事業を遂行する供給者、請負業者又はコンサルタントが支払う個人所得税及び法人税を除くいかなる税も、実際の調達手続に基づいて容易に判別することができる税（計画の実施に必要な輸入品、最終の生産物又は役務であって、主要な供給者、請負業者又はコンサルタントとエジプトの実施機関との間で直接取引されるものに課される関税及び付加価値税を含む。）である場合には、エジプトの実施機関によって支払われることを確保するために必要な措置をとる。

エジプト・アラブ共和国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正に、かつ、専ら計画のために使用されることを確保すること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びエジプト・アラブ共和国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正に、かつ、効果的に維持され、及び使用されることを確保すること。

エジプト・アラブ共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報

両政府は、この了解から、又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をエジプト・アラブ共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がその効力発生のために必要な国内手続を完了した旨のエジプト・アラブ共和国政府からの書面による通告を日本国政府が受領した日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

この書簡は、ひとしく正文である日本語、アラビア語及び英語により作成され、解釈に相違がある場合には、英語の本文によるものとします。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十六年十月二十四日にカイロで

エジプト・アラブ共和国駐在

日本国特命全権大使　香川剛廣

エジプト・アラブ共和国

国際協力大臣　サハル・ナスル閣下

（エジプト側書簡）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をエジプト・アラブ共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がその効力発生のために必要な国内手続を完了した旨のエジプト・アラブ共和国政府からの書面による通告を日本国政府が受領した日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

この書簡は、ひとしく正文であるアラビア語、日本語及び英語により作成され、解釈に相違がある場合には、英語の本文によるものとします。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十六年十月二十四日にカイロで

エジプト・アラブ共和国

国際協力大臣　サハル・ナスル

エジプト・アラブ共和国駐在

日本国特命全権大使　香川剛廣閣下

○外務省告示第二百七十二号

平成二十九年六月二十二日にジャカルタで、円借款の供与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の平成十八年三月二十八日付けの交換公文に従ってインドネシア共和国政府に供与されることになったアサハン第三水力発電所建設計画の実施に係る円貨による借款の支出期間がインドネシア共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の合意により平成三十四年十二月三十一日まで延長される旨の口上書の交換が、インドネシア共和国政府との間に行われた。

平成二十九年八月二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百七十三号

平成二十九年六月二十九日にアンカラで、円借款の供与に関する日本国政府とトルコ共和国政府との間の平成十七年二月十八日付けの交換公文に従ってトルコ共和国政府に供与されることになったボスポラス海峡横断地下鉄整備計画（Ⅱ）の実施に係る円貨による借款の支出期間（平成二十七年六月十五日付けの口上書により平成二十九年六月三十日まで延長された。）がトルコ共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の合意により更に平成三十一年十二月三十一日まで延長される旨の口上書の交換が、トルコ共和国政府との間に行われた。

平成二十九年八月二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百七十四号

日本国政府は、平成二十九年七月二十八日に、租税に関する相互行政支援に関する条約第二十八条6第二文の規定に従い、金融口座情報の自動的な交換に関する多数の権限のある当局の間の合意に基づく情報交換の適用開始の日に関する宣言を経済協力開発機構事務総長に提出した。

この宣言は、既に同じ宣言を提出している国との間では日本が宣言を提出した日に、日本より後に宣言を提出する国との間ではその国が宣言を提出する日に、それぞれ効力を生ずる。

なお、既に同じ宣言を提出している国・地域は、平成二十九年七月十二日現在次のとおりである。

ブルガリア共和国、クック諸島、デンマーク王国、ドイツ連邦共和国、インド、イタリア共和国、大韓民国、レバノン共和国、ルクセンブルク大公国、マレーシア、マーシャル諸島共和国、モーリシャス共和国、メキシコ合衆国、ナウル共和国、オランダ王国、ポルトガル共和国、セントルシア、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セーシェル共和国、南アフリカ共和国、スペイン王国、スウェーデン王国、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、バミューダ諸島、ケイマン諸島、ガーンジー島、ジャージー島、マン島、モントセラト

平成二十九年八月二日

外務大臣　岸田　文雄

（訳文）

金融口座情報の自動的な交換に関する多数の権限のある当局の間の合意に基づく情報交換の適用開始の日に関する宣言

日本国政府は、二千十八年に情報を自動的に交換することを約束したこと及び租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書によって改正された租税に関する相互行政支援に関する条約（以下「改正された条約」という。）第六条の規定に基づいて情報を自動的に交換することを可能にするために日本国の権限のある当局は二千十五年十月二十九日に金融口座情報の自動的な交換に関する多数の権限のある当局の間の合意（以下「多数当局間合意」という。）への参加に関する宣言に署名したことを考慮し、

改正された条約はその第二十八条6の規定に従い、一の締約国について効力を生じた年の翌年の一月一日以後に開始する課税期間又は課税期間がない場合には同日以後に課される租税に関する行政支援について適用されることを考慮し、

改正された条約第二十八条6は二以上の締約国が改正された条約を一の締約国について効力を生じた年の翌年の一月一日前に開始する課税期間又は同日前に課される租税に関する行政支援について適用することについて相互に合意することができる旨を規定していることを考慮し、

一の国又は領域は改正された条約が適用される受領側の国又は領域（以下「受領国」という。）の課税期間又は課される租税に関する情報のみを改正された条約に基づいて送付することができること及び、その結果として、特定の年に新たに条約が効力を生じた送付側の国又は領域（以下「送付国」という。）はその翌年の一月一日以後に開始する課税期間又は同日以後に課される租税についてのみ受領国に対して行政支援を行うことができることに留意し、